**令和５年度（２０２３年度）**

**北海道障がい者虐待防止・権利擁護研修【施設従事者等研修】開催要領**

**１　目的**

本道における障がい者の虐待防止及び権利擁護の推進を図ることを目的とする。

**２　実施方法**

令和５年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修動画（厚生労働省公開）を視聴（オンライン研修）した上で、北海道が作成した習熟度確認テストを受験し研修の効果を高める。

**３　受講対象者**

道内の障害福祉サービス事業所等の設置者・管理者、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者、その他利用者支援に従事する職員

※　厚生労働省は、動画の主な視聴対象者として、管理者・虐待防止責任者を想定しているが、道では原則として全ての従事者を対象とする。

**４　受講方法**

**（１）講義**

厚生労働省のホームページで公開している動画（YouTube）を視聴する。

※「共通講義」及び「管理者・虐待防止責任者コース講義」の部分に限る。

|  |
| --- |
| ＜掲載ページ＞<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chiikikyosei/03kenshyu_00017.html> |

**（２）習熟度確認テスト**

専用フォームからオンラインで解答する。

|  |
| --- |
| ＜掲載ページ＞<https://www.harp.lg.jp/bM93Cb88> |

**５　研修内容**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種別 | 内容 | 時間 |
| 共通講義 | Ⅰ　障害者虐待防止総論-成立までの経過、社会的意義Ⅱ　障害者虐待防止法の概要Ⅲ　当事者の声Ⅳ　性的虐待の防止と対応Ⅴ　身体的拘束等の適正化の推進Ⅵ　通報の意義と通報後の対応～通報はすべての人を救う～ | 約160分 |
| 事業所等の従事者向け講義 | Ⅰ　法人・事業所の理念と管理者の役割Ⅱ－１　虐待を防止するための日常の取組について１Ⅱ－２　虐待を防止するための日常の取組について２～身体拘束・行動制限の廃止と支援の質の向上～Ⅲ　通報プロセスについて（通報した場合の準備含む）Ⅳ　障害者虐待防止委員会、身体的拘束等の適正化委員会と虐待防止責任者の役割Ⅴ－１　虐待防止委員会の実際の運営についてⅤ－２　虐待防止委員会の実際の運営について～半田市自立支援協議会の実践から～ | 約180分 |
| 習熟度確認テスト | 北海道が実施する習熟度確認テストの実施 | － |

**６　習熟度確認テストの実施**

次の流れを参考にして、事業所の判断により習熟度確認テストを実施する。

①　管理者は、利用者支援に従事する全職員に本研修の受講を促す（集合形式で同時に視聴する場を設けることもできる）。

②　研修を受講した職員は、専用フォームから習熟度確認テストを受験する。

※　テストの内容は、研修講義で触れられた部分を中心に、障害者虐待防止法、基準省令、解釈通知、障害者虐待の防止と対応の手引きなどから10問としている。

③　専用フォームから解答を送信した後、模範解答を掲載したウェブページのＵＲＬがメールで送信されるので、職員は自己採点する。

④　テストを受験した職員は、解答内容をＰＤＦファイルで出力し、管理者に提出する。

⑤　管理者は、職員から提出のあった解答内容を回収し、事業所における虐待防止委員会や職場研修等において効果的に活用する。